別紙様式第七号第一の八記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に改め、「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同記載上の注意中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ（相互会社にあっては、法第53条の23の３第１項第１号ロ及びハ）に規定する体制

別紙様式第七号第一中10を12とし、９を11とし、８の次に次のように加える。

９　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である保険会社にあっては、保険会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該保険会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である保険会社にあっては、保険会社とその親会社等との間の取引（当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第七号第二の一(7)（生命保険会社）の表記載上の注意２及び（損害保険会社）の表記載上の注意５中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

別紙様式第七号第４（生命保険株式会社）及び（損害保険株式会社）の表記載上の注意１(20)中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第七号の二目次第一の２に次のように加える。

(3)　責任限定契約

別紙様式第七号の二目次第一の３(1)中「兼任」を「兼職」に改め、同目次第一の３中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同目次第一の10を同目次第一の12とし、同目次第一の９を同目次第一の11とし、同目次第一の８の次に次のように加える。

９　特定完全子会社に関する事項

10　親会社等との間の取引に関する事項

別紙様式第七号の二目次第二の二(1)中「兼務」を「兼職」に改め、同様式業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意３に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第七号の二業務報告書の記載上の注意５中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第一の二(1)の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２⑧中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意３中「社外役員（」の下に「株式会社にあっては、」を「規定する社外役員」の下に「をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８(1)に規定する社外役員」を加え、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

別紙様式第七号の二第一の２②の表記載上の注意２中「会社役員」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役」に、「第121条第３号ロ」を「第121条第４号ロ」に改め、「又はハ」の下に「（相互会社について準用する。）」を加え、「同条第４号」を「同条第５号（相互会社について準用する。）」に改め、同記載上の注意５及び７中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第一の２に次のように加える。

(3)　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項（相互会社にあっては、法第53条の36において準用する会社法第427条第１項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第七号の二第一の３記載上の注意中「(4)及び(5)」を「(3)及び(4)」に改め、同様式第一の３(1)の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

３　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　保険会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　保険会社又は保険会社の特定関係事業者（株式会社にあっては、会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては、当該相互会社の実質子会社（法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。）及び関連会社（規則第24条の３第６項第２号に規定する関連会社をいう。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）